

第1問

8月1日、Aは、高齢者から現金を騙し取ろうと考え、高校時代のクラス名簿から医学部に進んだBの自宅に電話をかけ、電話に出たBの母親Vに対し、Bになりすまし、「医療ミスをしてしまった。賠償金を請求されている。いますぐ300万円が必要なので、助けてほしい。」などと嘘を言って、現金300万円の交付を求めた。

Vがこれを信じたので、Aは、送付先として、空き部屋になっている京都市左京区所在のCマンションのD方を指定し、8月2日の16時から18時の到着を指定して、宅配便で送るよう指示した。

Vは、いったんAの話信じたものの、現金をD方に宅配便で送るという方法に不審を抱き、警察に相談したところ、対応した警察官は、騙されたふりをして、模造現金入りの荷物を宅配便でD方に送るよう指示した（「騙されたふり作戦」の開始）。

8月1日の夜、Aは後輩の甲に電話をかけ、これまでの経緯を説明したうえで、翌日の夕方に、D方で荷物を受け取り、Aのもとに届けることを依頼した。甲は、詐欺の犯行に加わるものであることを理解したうえで、10万円の報酬と引換えに、これを承諾した。その際、既に騙されたふり作戦が開始されていたことについては、認識していなかった。

8月2日の16時からD方で待機していた甲は、17時頃、配達員に扮した警察官Eから模造現金入りの荷物を、Dの名前を伝票に記入して受け取ったところを逮捕された。

甲の罪責を論じなさい。Cマンションの共用部分やD方に立ち入った行為、荷物を受け取る際にDの名前で伝票にサインした行為、及びこれを受領した行為については、論じる必要はない。

第 2 問

X 町住民課課員 A は、10 月 1 日午前 10 時頃、X 町から住民税非課税世帯の普通預金口座（以下「口座」という）に給付金を振り込むべきところ、誤って、給付対象外の甲が Y 銀行に有する口座に給付金総額の 200 万円を振り込んだ。A は 1 日午後になって、この誤りに気づき、急いで Y 銀行に連絡を取り、銀行担当者とともに甲宅を訪ね、X 町の口座に 200 万円を払い戻す手続（組戻し）に応じるよう依頼することにした。しかし、1 日は甲と連絡が取れず、とりあえずメールで、2 日に誤振込みの件で伺いたい旨を伝えた。

10 月 1 日夕方にメールを読んだ甲は、「払戻しになど応じるものか。間違った振込みでも法的には預金として認められると聞いている。明日一番に銀行で 200 万円を下ろそう。」と考えた。ところが、消費者金融 Z 社の取立て業務担当の乙が、誤振込みの事実を聞きつけ、1 日夜遅く甲宅に押しかけてきた。乙は、甲の Z 社に対する借金 300 万円の一部返済に 200 万円を充てるよう強く求めた。甲は当てが外れて残念に思いながらも、直ちにネットバンキングで、乙がやはり Y 銀行に有する乙名義の口座（取り立てた金の一時保管用の口座として Z 社が認めたもの）に振込予約を行った。翌 2 日、200 万円は上記口座に振り込まれた。

実は乙は、誤振込みの話を目にしたときから、200 万円を Z 社に入金せずに自分のものにするつもりであり、甲は、その事実に気付かずに上記「一部返済」を行った。Z 社の規程では取立ての翌日までに Z 社に入金が必要なところ、乙は 10 月 2 日に現金 200 万円を A T M で引き出し、恋人である丙に、「X 町の無能役人が間違って振り込んだ 200 万円だ。振り込まれた運のいい奴から巻き上げてきた。一緒に海外旅行に行かないか。この金で計画を立ててくれ。」と言って渡した。丙は了解して受け取った後、飽きていた乙との手切れ金にちょうどいいと考え直し、200 万円とともに雲隠れした。

甲・乙・丙の罪責を論じなさい。特別法違反の点は除く。